

## 自立促進援助金制度の見直しについて

### 1 自立促進援助金制度とは

同和奨学金の借受者が、卒業後、奨学金を返還（20年分割）する際に、本市から自立促進援助金の支給を受け、奨学金の返還に充てる制度

（\*国の補助制度の対象が「給付制」から「貸与制」に変更された際に、進路保障の重要性に鑑み、本市が独自に設けた措置）

### 2 制度の経過と総点検委員会の意見

| 経過  | 総点検委員会の意見  |
|---|--|
| 全国に先駆けて、給付制の同和奨学金制度を創設（昭和36年度）  | ◇ 社会的必要性や意義は十分あった。   |
| 国の補助対象が「貸与制」に変更されたことを受け、自立促進援助金制度を創設（昭和58年度）                          | ◇ 実質的に給付制を維持しようとした趣旨は理解でき、その意義も十分あった。<br><br>◆ しかし、奨学金の「貸付」と援助金という「補助」は、法的にみれば別の制度であり、これらを「一体のものとして」運用してきたことは、今日的視点から振り返ってみれば、無理・矛盾があった。 |
| 特別施策としての同和对策終結（平成13年度末）を踏まえ、同和奨学金も5年間の経過措置を設けて廃止                      |  |
| 住民訴訟判決や監査委員勧告を受け、自立促進援助金の支給を停止（平成19年度）<br><br>↓<br>＜総点検委員会において見直しを検討＞ | ◆ 援助金を支給していない結果、これに見合う同和奨学金の返還がなされていない事態が生じており、速やかにこの状況を解消する措置が必要。   |

### 3 総点検委員会による見直しの方向性

自立促進援助金制度を廃止し、新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を創設することにより、同和奨学金の返還と免除というわかりやすい関係に改めるべき。

（\*そもそも、「貸付」と「補助」の一体的運用が、事情を複雑にし、市民理解を妨げる大きな要因になっている。）

#### 4 総点検委員会による見直しの具体的内容

##### (1) 自立促進援助金制度の廃止時期

平成 19 年度分から廃止 (平成 19 年度の援助金支給を停止している。)

##### (2) 返還免除制度の創設

返還困難者に対する免除制度を創設 (国の同和奨学金制度と同様)

##### (3) 返還を求める範囲

平成 13 年度以降の自立促進援助金の新規受給対象者 (=平成 13 年度以降に奨学金の返還時期を迎えた借受者) に対しては、返還を求めていくことはやむを得ない。

(※確定判決において、これらの奨学金借受者に対して、自立促進援助金を一律支給したことが違法と判断された以上、所得判定を前提として奨学金の返還を求めていくことはやむを得ない。)

一方、平成 12 年度以前から自立促進援助金を支給されてきた奨学金借受者 (=平成 12 年度以前に奨学金の返還時期を迎えた借受者) に対しては、奨学金の返還を求めていくための理由付けが困難

(※奨学金が「貸付」である以上、返還を求めることが原則ではあるが、確定判決において、これらの奨学金借受者に対する自立促進援助金の一律支給について、長期間の行政運営の積み重ねにより、行政の裁量の幅が収縮する場合もあると実質的に判断され、違法とは言いがたいとされていることから、返還を求める理屈付けが困難である。)

##### (4) 奨学金の免除基準

国奨学金の基準 (生活保護基準の約 1.5 倍) と同等とすべき。

(※借受者にとっては、厳しい変更になるため、激変緩和措置も考慮すべき)

#### 5 総点検委員会の付言

「もとより、判決において違法と判断されたのは市長等の裁量についてであり、自立促進援助金を支給された借受者についてではない。しかしながら、違法状態を解消しようとするこれらの見直しをは、同和奨学金の借受者やその関係者に少なからぬ混乱と痛みをもたらすものであらうと予想される。

したがって、当委員会は、京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うよう強く望むものである。」